

賀茂保育園に係るモニタリングの実施について

1 目的

町は、指定管理者制度導入施設についても、公の施設の設置者として、適正な公共サービスの水準を確保し、これを住民に対し説明する責任を有しています。

これまでも、保育行政を所管する課においては、指定管理者との協定に基づき、賀茂保育園の指定管理者による施設の管理状況等についての協議、確認及び評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導や助言等を行ってきたところですが、モニタリングを実施していくことにより、賀茂保育園の適正な管理及び公共サービスの向上を図ることとします。

2 モニタリングの時期

モニタリングは毎年1回実施することとし、前年度における実施状況について4月から6月までの期間に行います。

3 モニタリングに関する根拠

指定管理者導入施設については、適正なサービスの提供を確保するため、地方自治法や三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等に基づき、事業報告書（以下「事業報告書」という。）や実施調査等により、協定書や事業計画書等に沿って適正に管理運営が行われているか点検、評価し、必要に応じて改善指導等を行います。

4 モニタリングの項目

指定管理者及び本課は、業務の実施状況や施設の利用状況、苦情や課題の有無等についてモニタリングを実施し、総括評価を行うこととします。

(1) モニタリングの評価項目

I. 公共サービスの実施状況	
①	協定書・仕様書・事業計画に基づく事業が適切に行われたか
②	基準に基づき、適正な人員配置がなされたか
③	業務に必要な研修や職員の育成・指導が適切に行われたか
④	平等利用が確保され、利用者から利用許可に対する苦情がないか
⑤	利用実績に関する帳簿が作成され、適正に管理されているか
⑥	減免対象者は適切に減免しているか

⑦	地域の活性化につながる社会貢献活動等への配慮はあるか
⑧	満足度調査を実施し、その結果を活かす取り組みを行っているか
⑨	利用者の要望・苦情等を把握し、業務改善につなげているか
⑩	利用者拡大のための改善・努力がなされているか
II. 施設の維持管理の実施状況	
①	清掃・警備・衛生管理業務その他必要な管理業務は適切に行われているか
②	備品・設備・施設の点検及び修繕（更新）は適切に行われているか
③	再委託先の業務を適切に管理しているか
④	点検等によって異常等が認められた場合、速やかに適切な処理が実施されているか
III. 法令等の遵守状況	
①	個人情報の管理は適切に行われたか
②	町税、国税、社会保険料等の滞納はないか
③	労働関係法規（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等）を遵守しているか
④	設備、施設の法定点検、必要な届出は実施されているか
IV. 施設運営に関する情報の公開・発信	
①	ホームページ等可能な媒体を利用して情報公開が行われているか
②	施設案内、事業の開催案内などについて周知広報を行っているか
③	町への報告体制が確立されているか
V. 施設の経営状況	
①	事業収支は妥当であるか
②	施設の運営に要する経費削減の取り組みは適切になされているか
VI. リスク管理の状況	
①	基準に基づき保安・警備業務が適切に行われたか
②	緊急体制マニュアル等は整備されているか、職員に理解されているか
(2) 指定管理者の経営状況（全般）について	
(3) 自主事業の実施状況（具体的な取り組み）について	

5 モニタリング項目の評価方法

4で示したモニタリング項目に対して、それぞれ以下のとおり4段階で評価します。

(1) 項目別評価	
A(優良)	仕様書、協定書、事業計画書等を遵守し、その水準より優れた管理が行われた。
B(良好)	仕様書、協定書、事業計画書等を遵守し、その水準に沿った管理が行われた。
C(課題含)	仕様書、協定書、事業計画書等を概ね遵守しているが、一部に課題がある。
D(要改善)	仕様書、協定書、事業計画書等に遵守されていない点が多く、改善の必要がある。

(2) 総括評価	
A(優良)	項目別評価が全てB以上(適切等)であり、かつAが70%以上である。
B(良好)	項目別評価が全てC以上であり、かつB以上が70%以上である。 <A以外>
C(課題含)	項目別評価が全てC以上である。<A及びB以外>
D(要改善)	項目別評価にDが含まれている。

6 モニタリングの実施方法と主体

モニタリングは次のとおり実施し、今後の管理運営に反映させるよう努めます。

(1) 指定管理者が行う具体的事項

- ① 指定管理者は年度毎に指定管理業務評価シートにて自己評価を行い、事業年度終了時に、指定管理者自己申告書、その他必要書類を本課へ提出します。
- ② 指定管理者は、利用者や住民等の外部からの意見や要望を把握するため、随時、満足度調査(利用者アンケート)を実施します。

(2) 町が行う具体的事項

- ① 町は、施設の管理運営状況等について、年度毎に、指定管理者から提出された指定管理業務評価シート、又は必要に応じて職員の実地調査による履行確認により確認(検収)を行います。
- ② 本課は、事業年度毎に、事業報告書・収支報告書・財務書類・その他の必要関係書類、ヒアリング又は職員等による実地調査に基づき、指定管理業務評価シートにて評価を行います。
- ③ 本課は、評価結果について、指定管理業務評価結果通知書により、指定管理者に通知します。

7 モニタリング結果の取扱い

(1) 公表

モニタリングの結果について町のホームページ及び園に掲示するなどし、広く町民に公表するものとします。

(2) 業務の水準を満たしていない場合等の措置

- ① 評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合又は業務の実施状況等の重大な不備を発見した場合は、本課は、指定管理者に通知し、改善措置を求めるものとします。
- ② 改善を指示された指定管理者は、改善結果について町に報告（提出）するものとします。
- ③ 本課は、指定管理者から、②により報告があった場合は、直ちに改善報告の内容について、指示通り改善されているか確認します。

(3) モニタリング結果の活用

モニタリング結果については、次期指定管理者の募集時に、募集要項、協定書等の内容に反映していくとともに、モニタリング結果が良好であった事業者が再び応募した場合に、選定にあたっての考慮材料としていきます。